

○住宅の仕様基準（建築物省エネ法）による確認申請加算手数料

建築物の区分		規模の区分	評価方法	手数料の額（単位：円）		申請単位
				新規	変更	
一戸建て住宅			仕様基準	14,000	7,000	件
一戸建ての住宅以外の住宅	住戸の部分の申請に係る戸数 (区分単位：戸)	1		14,000	7,000	
		2以上～5以下		26,000	13,000	
		6以上～10以下		35,000	18,000	
		11以上～25以下		48,000	24,000	
		26以上～50以下		65,000	32,000	
		51以上～100以下		85,000	43,000	
		101以上～200以下		108,000	54,000	
		201以上～300以下		144,000	72,000	
		301以上		176,000	88,000	

★ 建築物1棟ごとに、建築基準法の確認申請手数料に上乗せして申請してください。